

# 令和2年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(平成30年4月版)

(居宅介護支援)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日( )

点検担当者：

# 居宅介護支援費

「告示」:平成12年厚生省告示第20号 「通知」:平成12年3月1日老企第36号

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁	
	居宅介護支援費 (1月につき)	(1)費用の額は、「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定されているか。					
		①居宅介護支援費(Ⅰ) 取扱件数が40未満	<input type="checkbox"/>	該当			
		(一)要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/>	1,057単位			
		(二)要介護3, 要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/>	1,373単位			
		②居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定	<input type="checkbox"/>	該当			
		(Ⅰ)要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/>	529単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票・別表控</li> <li>・給付管理票</li> <li>・介護給付費請求書、明細書</li> <li>・勤務体制一覧表</li> <li>・出勤簿(タイムカード)</li> <li>・委託契約書</li> </ul>	告示別表イ注1	青 P701,702
		(Ⅱ)要介護3、要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/>	686単位			
		③居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分について算定	<input type="checkbox"/>	該当			
		(Ⅰ)要介護1又は要介護2	<input type="checkbox"/>	317単位			
		(Ⅱ)要介護3、要介護4又は要介護5	<input type="checkbox"/>	411単位			
※取扱件数の算定方法 利用者(月末に給付管理を行っている者)の総数に、介護予防支援事業者から委託を受けた利用者数に1/2を乗じた数を加えた数を、当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数  取扱件数=(要介護者数+要支援者受託件数の1/2)÷常勤換算による介護支援専門員数					通知第3の7(1),(2)	青 P702	
(2)地域区分は適正か。 (7級地(岡山市のみ10.21円)を除く全地域10円)	<input type="checkbox"/>	適正		・介護給付費請求書、明細書	平成27年告示第93号	緑 P584	
					Q5~Q8	緑 P178,179	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
	居宅介護支援費 (1月につき)	【月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合】 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ給付管理票を市町村に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正	・サービス提供票・別表控、給付管理票、介護給付費請求書、明細書	通知第3の1	青 P701
		【月の途中で、事業者の変更がある場合】 変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定しているか。	<input type="checkbox"/> 適正		通知第3の2	
		【月の途中で、要介護度に変更があった場合】 要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求しているか。	<input type="checkbox"/> 適正		通知第3の3	
		【月の途中で、他の市町村に転出する場合】 転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理し、給付管理票も別々に作成しているか。	<input type="checkbox"/> 適正		通知第3の4	
		【サービス利用票を作成した月に利用実績のない場合】 サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月について、居宅介護支援費を請求していないか。	<input type="checkbox"/> 適正		通知第3の5	
運営基準減算 (50/100) 減算対象→対象利用者	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について、文書を交付して説明を行っているか。	<input type="checkbox"/> 未実施	・説明及び同意に関する記録	告示別表イ注2          通知第3の6	青 P703	
	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	・アセスメント記録、支援経過等			
	サービス担当者会議の開催	<input type="checkbox"/> 未実施	・サービス担当者会議記録			
	居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合	<input type="checkbox"/> 未開催				
	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未開催	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会記録			
	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 未開催				
	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付	<input type="checkbox"/> 未交付	・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画に対する同意書			
	モニタリングにあたって、1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接	<input type="checkbox"/> 未実施	・モニタリング記録			
	モニタリングの結果の記録	<input type="checkbox"/> 1月以上未実施				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
	運営基準減算 (0/100) 減算対象→対象利用者	運営基準減算(50/100)が2月以上継続	<input type="checkbox"/> 継続	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注2	青 P703
		2月目から適用	<input type="checkbox"/> 該当	・モニタリング記録	通知第3の6 Q3	緑 P180
	特別地域加算(15%) 加算対象→事業所	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	・介護給付費請求書、明細書	告示別表イ注3 平成24年告示第120号	青 P704 緑 P732
	「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算(10%) 加算対象→事業所	1単位の単価が「その他」の地域	<input type="checkbox"/> 該当	・給付管理票	告示別表イ注4	青 P704
		特別地域加算対象地域ではない。	<input type="checkbox"/> 該当		通知第3の8	青 P704
		豪雪地帯、辺地、特定農山村地域、過疎地域のいずれかの地域	<input type="checkbox"/> 該当		(施設基準)告示第96号 46	青 P704
		(3月を除くサービス提供が6ヶ月以上ある事業所)前年度(3月を除く)の1月当たりの平均実利用者数が20人以下	<input type="checkbox"/> 該当		告示第83号 1	緑 P741
		(上記の実績がない事業所)直近3ヶ月の1月当たりの平均実利用者数が20人以下	<input type="checkbox"/> 該当			
	「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算(5%) 加算対象→対象利用者	利用者が該当地域に居住	<input type="checkbox"/> 該当	・運営規程 ・居宅サービス計画 ・領収書控	告示別表イ注5	青 P704
		通常の事業の実施地域外である。	<input type="checkbox"/> 該当		告示第83号 2	緑 P741,742
	特定事業所集中減算 200単位 減算対象→全利用者	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存		・特定事業所集中減算に係る算定書 ・理由書	告示別表イ注6	青 P705
		①判定期間における居宅サービス計画の総数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存		(基準告示)告示第95号 83	青 P705
		②訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数	<input type="checkbox"/> 作成及び保存		通知第3の10	青 P705,706
		③訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	<input type="checkbox"/> 作成及び保存			
		④算定方法で計算した割合	<input type="checkbox"/> 作成及び保存			
		⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	<input type="checkbox"/> 作成及び保存			
判定期間に作成した、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、全サービスそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の占める割合	<input type="checkbox"/> 80/100以上					

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁	
	初回加算 300単位 加算対象→対象利用者	新規(契約の有無にかかわらず2ヶ月以上居宅介護支援を提供していない)に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当	・居宅サービス計画書、給付管理票、 介護給付費請求書、明細書	(利用者告示) 告示第94号 56  通知第3の9	青 P707	
		要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当			青 P707	
		要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成	<input type="checkbox"/> 該当			青 P707	
		運営基準減算未適用	<input type="checkbox"/> 該当			Q17	緑 P186
	特定事業所加算(Ⅰ) 500単位 加算対象→全利用者	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 2名以上配置	・居宅介護支援における特定事業所 加算に係る基準の遵守状況に関する 記録(保存用)  ・主任介護支援専門員研修修了証の 写し、雇用契約書 ・介護支援専門員証、雇用契約書 ・緊急連絡マニュアル、フローチャート 等 ・研修計画(事業計画) ・会議記録 ・特定事業所集中減算に係る算定書 ・利用者一覧表 ・サービス提供票・別表控 ・給付管理票 ・介護給付費請求書、明細書	告示別表ハ          通知第3の 11	青 P708	
		常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	<input type="checkbox"/> 3名以上配置			青 P708	
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 開催			(基準告示) 告示第95号 84 イ	
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保			通知第3の 11	青 P709~711
		算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、4及び5である者の割合	<input type="checkbox"/> 4割以上			Q18~21	緑 P186~189
		計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を年度が始まる3月前までに定めている。)	<input type="checkbox"/> 実施				
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供				
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加				
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 非適用				
		介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満				
		法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 提供				
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で開催する事例検討会・研修会等	<input type="checkbox"/> 実施						

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁		
特定事業所加算(Ⅱ) 400単位 加算対象→全利用者		常勤かつ専従の主任介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)</li> <li>・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)</li> <li>・主任介護支援専門員研修修了証の写し、雇用契約書</li> <li>・介護支援専門員証、雇用契約書</li> <li>・緊急連絡マニュアル、フローチャート等</li> <li>・研修計画(事業計画)</li> <li>・会議記録</li> <li>・特定事業所集中減算に係る算定書</li> <li>・利用者一覧表</li> <li>・サービス提供票・別表控</li> <li>・給付管理票</li> <li>・介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ハ (基準告示) 告示第95号 84 口	青 P708		
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 開催			青 P708		
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 確保			通知第3の 11	青 P709~711	
		計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を年度が始まる3月前までに定めている。)	<input type="checkbox"/> 実施					
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 提供					
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 参加					
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 非適用					
		介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 40名未満					
		常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	<input type="checkbox"/> 3名以上配置				Q18~21	緑 P186~189
		法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 提供					
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で開催する事例検討会・研修会等	<input type="checkbox"/> 実施							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
特定事業所加算(Ⅲ) 300単位 加算対象→全利用者	常勤かつ専従の主任介護支援専門員	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)</li> <li>・居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)</li> <li>・主任介護支援専門員研修修了証の写し、雇用契約書</li> <li>・介護支援専門員証、雇用契約書</li> <li>・緊急連絡マニュアル、フローチャート等</li> <li>・研修計画(事業計画)</li> <li>・会議記録</li> <li>・特定事業所集中減算に係る算定書</li> <li>・利用者一覧表</li> <li>・サービス提供票・別表控</li> <li>・給付管理票</li> <li>・介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ハ (基準告示) 告示第95号 84 ハ	青 P708
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	<input type="checkbox"/> 開催			青 P708
		計画的な研修(研修計画の作成及び実施)(介護支援専門員について個別具体的な目標等を年度が始まる3月前までに定めている。)	<input type="checkbox"/> 確保			青 P709~711
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	<input type="checkbox"/> 実施			
		地域包括支援センター等が実施する事例検討会	<input type="checkbox"/> 提供			
		運営基準減算又は特定事業所集中減算	<input type="checkbox"/> 参加			
		介護支援専門員1人当たりの利用者数	<input type="checkbox"/> 非適用			
		常勤かつ専従の介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く)	<input type="checkbox"/> 40名未満			
		法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 2名以上配置			Q18~21
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で開催する事例検討会・研修会等	<input type="checkbox"/> 提供			緑 P186~189
			<input type="checkbox"/> 実施			
特定事業所加算(Ⅳ) 125単位 加算対象→全利用者 ※平成31年4月1日適用	前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上である。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供した情報の記録</li> <li>・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ハ (基準告示) 告示第95号 84 二 通知第3の 11	青 P708	
		前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定している。			<input type="checkbox"/> 該当	青 P708
		特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している。			<input type="checkbox"/> 該当	青 P709~711 緑 P186~189

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
	入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 加算対象→対象利用者	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る心身の状況等の情報提供	<input type="checkbox"/> 該当	・提供した情報(日時・場所等含む)の記録 ・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書	告示別表二通知第3の12 (基準告示) 告示第95号 85イ.ロ	青 P712
		1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			青 P712
	入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位 加算対象→対象利用者	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る心身の状況等の情報提供	<input type="checkbox"/> 該当	・提供した情報(日時・場所等含む)の記録 ・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書	情報記録書様式例 Q22	青 P718
		1月に1回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189
	退院・退所加算(Ⅰ)イ 入院又は入院期間中1回を 限度に 450単位 加算対象→対象利用者	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行って、退院後7日以内に利用者に関する情報提供を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し	告示別表木通知第3の13 情報記録書様式例 Q23～Q32	青 P714,715
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当			青 P719
		利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により1回を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189～193
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当			
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ 入院又は入院期間中1回を 限度に 600単位 加算対象→対象利用者	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行って、退院後7日以内に利用者に関する情報提供を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	・退院・退所情報記録書 ・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し	告示別表木通知第3の13 情報記録書様式例 Q23～Q32	青 P714,715
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当			青 P719
		利用者に係る必要な情報の提供を、カンファレンスにより1回を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189～193
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当			
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当			



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
	退院・退所加算(Ⅱ)イ 入院又は入院期間中1回を 限度に 600単位 加算対象→対象利用者	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行って、退院後7日以内に利用者に関する情報提供を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所情報記録書</li> <li>・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し</li> </ul>	告示別表木通知第3の13 情報記録書様式例 Q23～Q32	青 P714,715
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当			青 P719
		利用者に係る必要な情報の提供を、 <u>カンファレンス以外の方法により2回以上</u> 受けている。	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189～193
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当			
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ 入院又は入院期間中1回を 限度に 750単位 加算対象→対象利用者	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行って、退院後7日以内に利用者に関する情報提供を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所情報記録書</li> <li>・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し</li> </ul>	告示別表木通知第3の13 情報記録書様式例 Q23～Q32	青 P714,715
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当			青 P719
		利用者に係る必要な情報の提供を <u>2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる。</u>	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189～193
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当			
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当			
	退院・退所加算(Ⅲ) 入院又は入院期間中1回を 限度に 900単位 加算対象→対象利用者	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設の職員と面談を行って、退院後7日以内に利用者に関する情報提供を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所情報記録書</li> <li>・居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書、利用者又は家族に提供した文書の写し</li> </ul>	告示別表木通知第3の13 情報記録書様式例 Q23～Q32	青 P714,715
		当該情報に基づき居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当			青 P719
		利用者に係る必要な情報の提供を <u>3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる。</u>	<input type="checkbox"/> 該当			緑 P189～193
		同一日に情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合は1回として扱う。	<input type="checkbox"/> 該当			
		利用者の居宅サービス利用開始月に算定	<input type="checkbox"/> 該当			
		退院・退所日が属する日の翌月末までにサービス提供を開始	<input type="checkbox"/> 該当			
		初回加算を算定していない。	<input type="checkbox"/> 該当			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	告示・通知等	介護報酬の解釈・頁
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 加算対象→対象利用者	利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行い、当該事業所の居宅サービス計画の作成に協力(利用を開始した場合にのみ算定)	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供した情報の記録</li> <li>居宅サービス計画書</li> <li>給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表へ	青 P716
		当該小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者ではない。	<input type="checkbox"/> 該当			通知第3の14
	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 加算対象→対象利用者	利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行い、当該事業所の居宅サービス計画の作成に協力(利用を開始した場合にのみ算定)	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供した情報の記録</li> <li>居宅サービス計画書</li> <li>給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表ト	青 P716
		当該看護小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者ではない	<input type="checkbox"/> 該当			通知第3の15
	緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位 加算対象→対象利用者	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>カンファレンスの日時</li> <li>参加した医療関係職種等の氏名</li> <li>カンファレンスの要点</li> <li>居宅サービス計画書</li> <li>給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表チ	青 P717
		1月に2回を限度	<input type="checkbox"/> 該当			通知第3の16
	ターミナルケアマネジメント加算 400単位 加算対象→対象利用者	在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供している。	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供した情報の記録</li> <li>居宅サービス計画書、給付管理票、介護給付費請求書、明細書</li> </ul>	告示別表リ	青 P717
		ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。	<input type="checkbox"/> 該当			通知第3の17